

令和 5年 5月 17日

(宛先)京都市会議長

京都市会議員 松田 けい子

収支報告書の提出について

京都市政務活動費の交付等に関する条例第12条( 第1項 第2項)の規定により、別紙のとおり、収支報告書を提出します。

注 該当する□には、✓印を記入してください。

収支報告書

1 議員の氏名 松田 けい子

2 収支の内容

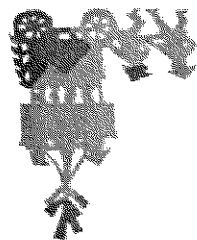
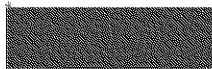
項目	金額	主な実績・内容 (かっこ内は記載参考例)
交付済総額(①)	¥400,000	
支出 済 総 額	調査研究費	¥0 (テーマ、目的等)
	研修費	¥0 (テーマ、目的等)
	広報広聴費	¥0 (名称、目的等)
	要請・陳情活動費	¥0 (目的等)
	会議費	¥0 (目的等)

項 目	金 額	主 な 実 績 ・ 内 容 (かっこ内は記載参考例)	
支 出 総 額	資料作成費	¥0	(名称等)
	資料購入費	¥4,400	(種類等) 京都新聞購読費
	通信運搬費	¥33,602	(通信手段等) 事務所FAX料・携帯電話利用料他 政務活動用自動車リース費・一時駐車料金他
	備品消耗品費	¥1,500	(備品名等) ガソリン代
	人件費	¥0	(人数, 雇用期間等)
	事務所費	¥0	(場所等)
	合 計 (②)	¥39,502	
差引残額(①-②)	¥360,498		

支出先との親族関係について

口座への振込み以外の方法により経費を支出した相手方は、特別の理由を記載したものを除き、親族等（親族、生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人）ではありません。

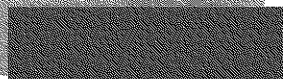
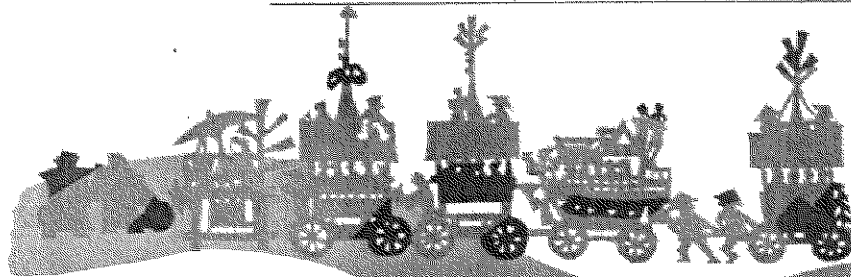
議員名 松田 けい子



総合口座通帳



松田 華子様



の総合口座をご利用いただきありがとうございます。

この通帳にお預入れのご預金は「預金取引規定集」記載の規定によりお取扱いたします。

お名前

マツダ ケイコ様

1830689914

金融機関コード 預金種別 口座番号 通帳番号

通帳発行日 03年 02月 06日 03V

では、安全のため、お通帳へのお届出印の押印をしない取扱いとさせていただきます。  
なお、金規定によりでの払戻し、を可能としている預金につきましては、お通帳へのお届出印の押印がなくても、で払戻しができます。

お取引店

TEL

テレホンセンター

▲ご預金限度・お届出入金のご照会先

(通帳作成地)

印紙税申告納付につき下京  
税務署承認済

課税区分		●の場合の通帳限度額と変更記録			
ご預金の種類	課税区分	●通帳限度額	変更記録		
		円	日	円	日
預金	分離	円	年月日	円	年月日
預金		円	年月日	円	年月日

キャッシュカードご利用状況

ご本人カード \* 代理人カード

お客さまへ

1. 通帳と印章は別々に保管されるのが安全です。
2. 通帳・印章・カードをなくされたり、盗難にあわれたときはすぐににご連絡願います。盗難にあわれたときは、最寄りの警察への届出もあわせてお願いいたします。

ご連絡先	平日 ( 営業日 ) 9:00~17:00	お取引店
	上記以外の時間帯	ATMサービスセンター (TEL)

3. 通帳が破損したり、汚れのひどいときは新しくお作り直いたしますので、通帳をご持参のうえお申出ください。
4. この通帳の定期預金口座につきましては、一定期間お預入れの残高がない場合、ご利用いただけない場合があります。
5. この通帳には、各種定期預金が合計で最高12口(中間利息定期預金は除く)までお預入れいただけます。  
この通帳の枚数は表紙とらで14枚です。

※ 以降の支出調書に添付した通帳の写しは全て本通帳と同一である。

第7号様式(第5条関係)

支 出 調 書 一 覧

(資料購入費)

会派又は議員名

松田 けい子


整理 No.	支出日	使 途 内 容	政務活動費 支出額(円)
1	令和5年4月26日	京都新聞 令和5年4月分	4,400 円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円

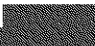

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年4月26日		整理No.	1
使 途 項 目	資料購入費	支 出 額 (領収証等額)	4,400 円	
使 途 内 容	京都新聞 令和5年4月分			
按 分 割 合	100 %	政 務 活 動 費 支 出 額	4,400 円	
備 考	口座引き落としの為、通帳を別添する。			

(領収証等貼付欄)

2023年04月分  領 収 証


イーグルコート3 202 ID(  )  
No. 

松田 けい子 様

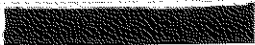
銘 柄	部 金 額	本体価格/消費税(参考)
京都新聞セット※	1 4,400	4,101 299
合 計	¥ 4,400	8%対象 ¥4,400(消費税 ¥325)

※は軽減税率対象品目

京都新聞山科大石販売所  
〒607-8307  
京都市山科区西野山射庭ノ上町307-8  
TEL: 581-6215 FAX: 502-0261



\*口座振替\*  
新聞回収しています  
毎度ご確認をお願いいたします。  
左記の通り領収致しました。

05-04-26 B W \*4,400 557759\*1(SMFS) 



第7号様式(第5条関係)

支 出 調 書 一 覧

(通信運搬費)

会派又は議員名

松田 けい子

整理 No.	支出日	使 途 内 容	政務活動費 支出額(円)
1	令和5年3月6日	事務所使用のFAX 令和5年度 年間使用料	836 円
2	令和5年3月27日	政務活動用リース車 ガレージ代 令和5年4月分(振替手数料¥165)含む	5,582 円
3	令和5年4月5日	政務活動用自動車リース料金1ヶ月¥43,120 (令和5年4月分)	21,560 円
4	令和5年4月10日	一時駐車料金	1,600 円
5	令和5年5月16日	携帯電話料金 1台分( ) 令和5 年4月分	4,024 円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年3月6日		整理No.	1
使 途 項 目	通信運搬費	支 出 額 (領収証等額)	20,075 円	
使 途 内 容	事務所使用のFAX使用料 令和5年4月-令和6年3月 年間使用料(振込手数料¥275含む)のうち、令和5年4月、1ヶ月分を計上する。 $(19,800+275) \times 1/12 \times 1/2 = 836$			
按 分 割 合	50 %	政 務 活 動 費 支 出 額	836 円	
備 考				

(領収証等貼付欄)

現金自動預け払い機

**ご利用明細書**

●本日はご利用いただきありがとうございます●

お取扱日	時刻	お取引番号・ご利用内容
060306	1758	振込
お取引銀行	お取引店番	お取引種別
	7859	
振込通番	振込手数料	金 額
8 000099	¥275	¥19800
メッセージコード	残 高	
〓1-ツ- クロ-A*4 ヲ*ヤ* (1 様 799* ケイコ 様 070-2266-9499 (お知らせ欄) 振込 **		

<p>(宛先)</p> <p>〒607-6162 京都市山科区柳辻草海道町4-7 イーグルコート柳辻3アベックス202号 松田 けい子 様 お客様ID: [REDACTED]</p>	<p>(差出人)</p> <p>101-0044 / 〒101-0044 Tokyo / 東京都 2-2-2, Kaji-cho, Chiyoda-ku / 千代田区鍛冶町2丁目2番2号 Kanda Park Plaza 5F Room B / 神田パークプラザ5階 B室 j2 Global Japan YK</p>
---	---

**ご請求内容**

前月請求残高:		JPY ¥	0
ご入金合計額:		JPY ¥	0
当月請求合計額:		JPY ¥	19,800
ご利用金額:	JPY ¥	18,000	
クレジット / 調整:	JPY ¥	0	
消費税	10.000%	JPY ¥	1,800
未払い残高:		JPY ¥	19,800

支払方法: 銀行振込  
支払期日: 上記の消費税を含んだ金額を、本請求書発行日から10日以内にお支払い願います。  
振込手数料はお客様にてご負担願います。

振込先情報:  
お客様の名前、お客様ID(8桁)の両方を必ず入力して、お振込みください。

振込先銀行名: [REDACTED]

普通口座番号: [REDACTED]

口座名: シーラーケローナルジャパンインターナショナル

**ご請求明細**

利用日	ご利用内容	ご利用金額
2023年3月1日	年間基本使用料	JPY ¥ 18,000
	小計	JPY ¥ 18,000
	合計	JPY ¥ 18,000

請求書について何かご不明な点がありましたら、カスタマーサポートまでご連絡ください。  
ジェーツー グローバル ジャパン eFax カスタマーサポート  
Eメール: info@efax.co.jp  
電話: 0120-914-915 / 03-6758-0851

この請求書は、お客様の利用状況に基づき自動的に生成されたものであり、請求書内容に誤りや重複がないことを保証するものではありません。お客様が請求書内容を確認し、間違いがないことを確認された後、請求書内容が正しいことを確認してください。請求書内容に間違いがある場合は、発行日より14日以内にご連絡ください。請求書内容に間違いがある場合は、発行日より14日以内にご連絡ください。請求書内容に間違いがある場合は、発行日より14日以内にご連絡ください。

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年3月27日		整理No.	2
使 途 項 目	通信運搬費	支 出 額 (領収証等額)	11,165 円	
使 途 内 容	政務活動用リース車 ガレージ代 令和5年4月分(¥165振替手数料含む)			
按 分 割 合	50 %	政 務 活 動 費 支 出 額	5,582 円	
備 考	政務活動用としてリース車として、専ら調査研究活動等に用いており基本的には100%を計上することも可能と考えますが、抑制的に50%で自主按分する。			
(領収証等貼付欄)				
05-03-27 B W                      *11,165 NS 1)33307 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>				

令和元年 9月 14日

月極め 吉川若葉ガレージ 使用契約書 軽自動車用

貸主・所有者

管理者

京都市中京区船場深草町24番地の16

有限会社

代表取締役

075-841-0335

借主

住所 京都市山科区柳辻草海道町4-7

イーグルコート柳辻Ⅱアペックス202号

氏名

松田けい子

電話番号

075-591-7994

貸主の駐車場および借主の自動車は、下記のとおりである。

駐車場所在地 京都市山科区柳辻草海道町1-7-1-8

駐車場名 吉川若葉ガレージ

駐車位置番号 NO 24 番

車名 ホンダ N-WGN

振込先

登録番号

(有) 金剛 あて

裏面の条項により、契約を締結する。

月極め 吉川若葉ガレージ

表記当事者間において、下記のとおり契約を締結する。借主所有の自動車に駐車を承諾する事を承諾する。借主・管理者は、駐車を自己管理する事を条件に、借主所有の自動車に駐車を承諾する。借主・管理者は、登記された自動車で常時運転する車両に際する。借主・管理者は、登記された自動車を管理する場合は、管理者に事前に届け出し、その承諾を得なければならない。(車検証の写し等提出)

第1条 借主は、この契約に基づき駐車を、他に貸与又は、譲渡することは、できない。第2条 駐車契約期間には、全日(24時間)とする。第3条 駐車契約期間は、暦月1ヶ月とする。但し、契約期間満了までに、貸主・管理者より第12条の契約解除の通知、貸主・管理者又は借主より第13条の通知がない場合は、借主が第8条の駐車料金を支払う事により、あらかじめ翌月についての効力が発生する。以後の契約については同様とする。1ヶ月月の前の契約解除の場合は、事故の無い限り保証金の全額を返還するものとする。以後の契約に際しては、10,000円に消費税を加算した金額を保証金として、貸主(管理者)に支払う。前記保証金に関しては、解約明け渡しの際、返還する。但し、貸料未払金等債務のある場合は、貸主は、相殺することができる。

第4条 駐車料金は、月額10,000円に消費税を加算した金額とし、借主は、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第5条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第6条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、貸主・管理者は、損害賠償の責を負わないものとする。貸主は、借主は、了承する。第7条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第8条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第9条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第10条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第11条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第12条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第13条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第14条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第15条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第16条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第17条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第18条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第19条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第20条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第21条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第22条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第23条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第24条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第25条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第26条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第27条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

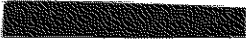
第28条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第29条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第30条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第31条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

第32条 借主は、この契約に基づき、貸主の指定する金融機関の預金口座へ、前月末までに駐車料金を貸主の指定する金融機関の預金口座へ振替または、振込にて支払うものとする。なお、駐車料金の改定は、付近相場を考慮の上、貸主が決定する。第33条 月の途中の駐車料金は、契約当初のみ日割り計算とするが、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第34条 駐車中の自動車が天変地変、火災、盗難、いたずら、衝突、接触、その他これに類する事故により生じた損害については、月の使用料は、全額支払うものとする。第35条 借主は、この契約に基づき、貸主の設備・造作その他駐車中の他の自動車に損害が生じた場合は直ちに借主は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

以上この契約を証するため本書2通を作成し、貸主、借主各1通を所持する。

支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年4月5日		整理No.	3
使 途 項 目	通信運搬費	支 出 額 (領収証等額)	43,120 円	
使 途 内 容	政務活動用自動車リース料金1ヶ月¥43,120(令和5年4月分)			
按 分 割 合	50 %	政 務 活 動 費 支 出 額	21,560 円	
備 考	政務活動用リース車として、専ら調査研究活動等に用いており基本的には100%を計上することも可能と考えますが、抑制的に50%で自主按分する。			
(領収証等貼付欄)				
05-04-05 B W      *43,120 ネットファイナンス 				

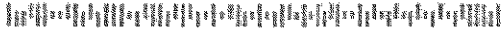
A11ADK1000122#

〒607-8162

京都府京都市山科区松辻草薙町4-7

イーグルコート松辻3-202

松田 華子 様



〒180-0006

東京都武蔵野市中町2-4-15

第7柏葉ビルディング4F

株式会社ホンダファイナンス

リースセンター

TEL 0120-555-381

## ホンダカーリースご契約のしおり

この度は、ホンダファイナンスのリース契約車両をご使用いただきまして、誠にありがとうございます。  
 車を安全・快適にご利用いただく為に、この「ホンダカーリースご契約のしおり」を手引きとして、  
 ご契約車両の車検証と一緒にご保管頂きますようお願い申し上げます。

ご契約内容	
契約日	令和 1年 8月 23日
契約番号	[REDACTED]
ご使用者	松田 華子 様
車種	N-WGN FF
登録年月日	令和 1年 8月 30日
車検番号	[REDACTED]
車台番号	[REDACTED]
リース期間	令和 1年 8月 30日から 令和 6年 8月 29日まで 60ヶ月
月間走行距離	1,000 km
超過走行料	5 円/km

**〈取扱販売会社〉**

(株)ホンダカーズ京都  
 HondaCars京都  
 山科西店

京都府京都市山科区北花山大林町55-1

TEL 075-591-3613

**〈指定サービス工場〉**

(株)ホンダカーズ京都  
 HondaCars京都  
 山科西店

京都府京都市山科区北花山大林町55-1

TEL 075-591-3613

この車両のメンテナンスサービスは上記のサービス工場がさせていただきます。



0352696

お客様へ必ずお読みください。

申込書 1/27/17  
見積書 1/27/17

18/06/20 14:24:51 0319010

申込者  
氏名 松田 華子  
住所 東京都武蔵野市...  
TEL 070-3366-9979

申込先  
〒167-0041  
東京都武蔵野市...  
松田 華子

18/06/20 14:24:51 0319010

東京武蔵野市中町二丁目15号  
株式会社ホンダファイナンス  
代表取締役 高橋明宏

〒167-0041  
東京都武蔵野市山科区北山1-1-1  
C棟  
(株)ホンダカーズ東海  
山科店  
TEL 075-581-3813  
FAX 075-581-4423

車種	シビック
型式	...
年式	...
走行距離	...
納期	...
価格	...
納付金	...
月賦額	...
総支払額	...

車種	シビック
型式	...
年式	...
走行距離	...
納期	...
価格	...
納付金	...
月賦額	...
総支払額	...

車種	シビック
型式	...
年式	...
走行距離	...
納期	...
価格	...
納付金	...
月賦額	...
総支払額	...

車種	シビック
型式	...
年式	...
走行距離	...
納期	...
価格	...
納付金	...
月賦額	...
総支払額	...

支出調書(一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年4月10日		整理No.	4
使 途 項 目	通信運搬費	支 出 額 (領収証等額)	1,600 円	
使 途 内 容	一時駐車料金			
按 分 割 合	100 %	政 務 活 動 費 支 出 額	1,600 円	
備 考	京都市美術工芸高等学校 開校式			

(領収証等貼付欄)



支 出 調 書 (一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年5月16日		整理No.	5
使 途 項 目	通信運搬費	支 出 額 (領収証等額)	8,049 円	
使 途 内 容	携帯電話料金 1台分 ( ) 令和5年4月分			
按 分 割 合	50 %	政 務 活 動 費 支 出 額	4,024 円	
備 考	政務活動用として使用しておりますが、使用実態を考慮して50%で自主按分する。 使用料¥7318に消費税10%をかけた料金を支出額とする。			
(領収証等貼付欄)				
05-05-16 B W      *31.123 ソフトバンクモバイル ( )				

Summary of your charges  
ご利用料金内訳明細書

ご請求先番号: [Redacted]  
Billing number

発行日 2023年 5月 1日

請求月 2023年 4月分  
Month of Issue

SoftBank

電話番号 (お客さま番号等)	料 金 内 訳	内訳金額 (円)	税区分
	* * ご契約期間 9年 1ヶ月 * *		
	基本料 通話基本プラン [ 3月21日~ 4月20日]	3,900	10%
	割引 通話基本プラン専用2年契約	-2,700	10%
	通話料 通話基本プラン	81,640	10%
	割引 家族割引 (840円 × 100%)	-840	10%
	月額料 定額オプション	1,500	10%
	無料 定額オプション 無料通話分	-80,800	10%
	定額料 データ定額50GBプラス	5,980	10%
	割引 おうち割 光セット	-1,000	10%
	割引 新みんな家族割	-2,000	10%
	通信料 データ通信 (3G) @0円 214Pkt	0	10%
	通信料 データ通信 (4G LTE) @0円 73972083Pkt (通量合計 73972297Pkt [8.82GB])	0	10%
	通信料 メール (SMS) (YM/他社宛)	6	10%
	月額料 ウェブ使用料 (i)	300	10%
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i)	467	10%
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット (i) 無料特典 (467円 × 100%)	-467	10%
	月額料 あんしん保証パック with AppleCare Services	830	10%
	月額料 iPhone基本パック	500	10%
	その他 ユニバーサルサービス料	2	10%
	小計	7,318	
	合計	28,294	
	内課税対象額 10%	28,294	
	内課税対象額 計	28,294	
	消費税等 10%	2,829	
	消費税等 計	2,829	
	ご請求金額	31,123	
	(税込金額 計 10%)	31,123	

※ユニバーサルサービス・電話リレーサービスに関しては、(一社)電気通信事業者協会の冊をご参照ください。https://www.tca.or.jp/ ( I/ I頁)  
 ※更新月等の各種ご契約内容についてはMy SoftBankの契約内容照会よりご確認ください。  
 ※他社債権にかかる消費税率は購入元からの明細等をご確認ください。  
 ※経過措置対象の取引は旧税率を適用しています。

第7号様式(第5条関係)

支 出 調 書 一 覧

(備品消耗品費)

会派又は議員名

松田 けい子

整理 No.	支出日	使 途 内 容	政務活動費 支出額(円)
1	令和5年4月26日	政務活動用自動車 ガソリン料金	1,500 円
2			円
3			円
4			円
5			円
6			円
7			円
8			円
9			円
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円

支出調書 (一般用)

会派名又は議員名 松田 けい子

支出年月日	令和5年4月26日		整理No.	1
使 途 項 目	備品消耗品費	支 出 額 (領収証等額)	3,000 円	
使 途 内 容	政務活動用自動車 ガソリン料金			
按 分 割 合	50 %	政 務 活 動 費 支 出 額	1,500 円	
備 考	政務活動用リース車として、専ら調査研究活動等に用いており、基本的には100%を計上することも可能と考えますが、抑制的に50%で自主按分する。			

(領収証等貼付欄)

